

○環境省告示第七十二号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第五十三条第二項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものを次のように指定したので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月九日

環境大臣 細野 豪志

（書類の指定の対象となる事業）

第一条 次条による書類の指定は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十号）による改正後の環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の五の項のル及びヲの第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する事業について行うものとする。

（書類の指定）

第二条 環境影響評価法（以下「法」という。）第五十三条第一項各号に掲げる書類であつてその作成の根拠が条例又は地方公共団体に係る行政指導等であるものは、次の表の上欄に掲げる書類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

一 法第五十三條第一項第一号に掲げる書類

一 北海道環境影響評価条例（平成十年十月北海道条例第四十二号。以下「北海道条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、北海道条例第六条第一項の規定による北海道知事への送付並びに北海道条例第七条の告示及び縦覧を経たもの

二 岩手県環境影響評価条例（平成十年七月岩手県条例第四十二号。以下「岩手県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、岩手県条例第七条の規定による岩手県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岩手県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

三 宮城県環境影響評価条例（平成十年三月宮城県条例第九号。以下「宮城県条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、宮城県条例第六条第一項の規定による宮城県知事及び第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに宮城県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

四 宮城県条例第二十五条の規定により作成された環境影響評価方法書で

---

あつて、宮城県条例第二十六条第一項の規定による宮城県知事及び第二種事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付を経たもの

五 秋田県環境影響評価条例（平成十二年七月秋田県条例第百三十七号。以下「秋田県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、秋田県条例第六条の規定による秋田県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに秋田県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

六 福島県環境影響評価条例（平成十年十二月福島県条例第六十四号。以下「福島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、福島県条例第七条の規定による福島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに福島県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

七 茨城県環境影響評価条例（平成十一年三月茨城県条例第七号。以下「

---

---

茨城県条例」という。) 第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、茨城県条例第六条の規定による茨城県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに茨城県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

八 埼玉県環境影響評価条例(平成六年十二月埼玉県条例第六十一号。以下「埼玉県条例」という。) 第四条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であつて、同条第三項の規定による埼玉県知事への提出並びに埼玉県条例第六条の公告及び縦覧を経たもの

九 神奈川県環境影響評価条例(昭和五十五年十月神奈川県条例第三十六号。以下「神奈川県条例」という。) 第七条第一項の規定により作成された環境影響予測評価実施計画書であつて、神奈川県知事への提出並びに神奈川県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

十 富山県環境影響評価条例(平成十一年六月富山県条例第三十八号。以下「富山県条例」という。) 第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、富山県条例第六条第一項の規定による富山県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

---

---

を管轄する市町村長への送付並びに富山県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

十一 福井県環境影響評価条例（平成十一年三月福井県条例第二号。以下「福井県条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、福井県条例第八条の規定による福井県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲内であると認められる地域を管轄する市町村長への提出並びに福井県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

十二 山梨県環境影響評価条例（平成十年三月山梨県条例第一号。以下「山梨県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第三項の規定による山梨県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに山梨県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

十三 長野県環境影響評価条例（平成十年三月長野県条例第十二号。以下「長野県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、長野県条例第七条の規定による長野県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄す

---

---

る市町村長への送付並びに長野県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

十四 岐阜県環境影響評価条例（平成七年三月岐阜県条例第十号。以下「岐阜県条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、岐阜県知事及び関係市町村長への提出並びに岐阜県条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十五 静岡県環境影響評価条例（平成十一年三月静岡県条例第三十六号。以下「静岡県条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、静岡県条例第十条の規定による静岡県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長への送付並びに静岡県条例第十一条の公告及び縦覧を経たもの

十六 三重県環境影響評価条例（平成十年十二月三重県条例第四十九号。以下「三重県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、同条第二項の規定による三重県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに三重県条例第六条第一項の公告及び縦覧を経たもの

---

---

の

十七 滋賀県環境影響評価条例（平成十年十二月滋賀県条例第四十号。以下「滋賀県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第三項の規定による滋賀県知事及び対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町長への送付並びに滋賀県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

十八 兵庫県環境影響評価に関する条例（平成九年三月兵庫県条例第六号。以下「兵庫県条例」という。）第八条の規定により作成された環境影響評価概要書であつて、兵庫県知事への送付並びに兵庫県条例第九条第一項の公告及び縦覧を経たもの

十九 岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年三月岡山県条例第七号。以下「岡山県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、岡山県条例第六条第一項の規定による岡山県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への送付並びに岡山県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

---

---

二十 広島県環境影響評価に関する条例（平成十年十月広島県条例第二十一号。以下「広島県条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、広島県条例第六条第一項の規定による広島県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに広島県条例第七条第一項の公告及び縦覧を経たもの

二十一 香川県環境影響評価条例（平成十一年三月香川県条例第二号。以下「香川県条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であって、香川県条例第六条の規定による香川県知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長への送付並びに香川県条例第七条の公告及び縦覧を経たもの

二十二 長崎県環境影響評価条例（平成十一年十月長崎県条例第二十七号。以下「長崎県条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であって、長崎県条例第八条の規定による長崎県知事及び対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町村長への送付並びに長崎県条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

---



---

二十三 大分県環境影響評価条例（平成十一年三月大分県条例第十一号。以下「大分県条例」という。）第五条の規定により作成された第一種対象事業実施計画書であつて、大分県条例第六条第一項の規定による大分県知事及び第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長への提出並びに大分県条例第七条第一項の公告及び縦覧を経たもの

二十四 鹿児島県環境影響評価条例（平成十二年三月鹿児島県条例第二十六号。以下「鹿児島県条例」という。）第六条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、鹿児島県条例第七条の規定による鹿児島県知事及び対象事業に係る環境影響評価を実施しようとする地域を管轄する市町村長への送付並びに鹿児島県条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

二十五 仙台市環境影響評価条例（平成十年十二月仙台市条例第四十四号。以下「仙台市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、仙台市長への提出並びに仙台市条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの

---

---

二十六 さいたま市環境影響評価条例（平成十五年三月さいたま市条例第三十二号。以下「さいたま市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価調査計画書であつて、同条第二項の規定によるさいたま市長への提出並びにさいたま市条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

二十七 川崎市環境影響評価に関する条例（平成十一年十二月川崎市条例第四十八号。以下「川崎市条例」という。）第十条の規定により作成された条例環境影響評価方法書であつて、川崎市長への提出並びに川崎市条例第十一条の公告及び縦覧を経たもの

二十八 新潟市環境影響評価条例（平成二十一年三月新潟市条例第五号。以下「新潟市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、新潟市条例第八条の規定による新潟市長への送付並びに新潟市条例第九条の公告及び縦覧を経たもの

二十九 名古屋市環境影響評価条例（平成十年十二月名古屋市条例第四十号。以下「名古屋市条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、名古屋市長への提出並びに名古屋市

---

---

条例第十条の告示及び縦覧を経たもの

三十 京都市環境影響評価等に関する条例（平成十年十二月京都市条例第四十四号。以下「京都市条例」という。）第九条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、京都市長への提出並びに京都市条例第十條第一項の公告及び縦覧を経たもの

三十一 高槻市環境影響評価条例（平成十五年九月高槻市条例第二十八号。以下「高槻市条例」という。）第七条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、高槻市長への提出並びに高槻市条例第八条の公告及び縦覧を経たもの

三十二 枚方市環境影響評価条例（平成四年十二月枚方市条例第二十九号。以下「枚方市条例」という。）第八条第一項の規定により作成された事前計画書であつて、枚方市長への提出並びに同条第二項の告示及び縦覧を経たもの

三十三 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成九年十月神戸市条例第二十九号。以下「神戸市条例」という。）第九条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、神戸市条例第十條第一項の

---

<p>二 法第五十三條第一</p>	
<p>一 北海道條例第九條の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付</p>	<p>規定による神戸市長への提出並びに同条第二項の公告及び縦覧を経たもの</p> <p>三十四 広島市環境影響評価条例（平成十一年三月広島市条例第三十号。以下「広島市条例」という。）第七条第一項の規定により作成された環境影響評価実施計画書であつて、同条第三項の規定による広島市長への提出並びに広島市条例第八条第一項の公告及び縦覧を経たもの</p> <p>三十五 大月町風力発電施設等の建設に関する条例（平成二十四年三月大月町条例第一号。以下「大月町条例」という。）第五条の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、大月町条例第六条の規定による大月町長への提出並びに大月町条例第七条の公告及び縦覧を経たもの</p> <p>三十六 福岡市環境影響評価条例（平成十年三月福岡市条例第十八号。以下「福岡市条例」という。）第五条第一項の規定により作成された環境影響評価方法書であつて、福岡市条例第六条の規定による福岡市長への提出並びに福岡市条例第七条の公告及び縦覧を経たもの</p>

---

一項第二号に掲げる書類

を經た北海道条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

二 岩手県条例第十条の規定による岩手県知事及び岩手県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を經た岩手県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

三 宮城県条例第九条の規定による宮城県知事及び宮城県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を經た宮城県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

四 秋田県条例第九条の規定による秋田県知事及び秋田県条例第六条の市町村長への送付を經た秋田県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

五 福島県条例第十条の規定による福島県知事及び福島県条例第七条の市町村長への送付を經た福島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

六 茨城県条例第九条の規定による茨城県知事及び茨城県条例第六条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を經た茨城県条例第八条第一項

---

---

の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

七 埼玉県条例第七条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面

八 神奈川県条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た実施計画意見書

九 富山県条例第九条の規定による富山県知事及び富山県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た富山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

十 福井県条例第十一条の規定による福井県知事及び管轄市町長への提出を経た福井県条例第十条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十一 山梨県条例第十条第一項の規定による山梨県知事及び山梨県条例第七条第三項に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た山梨県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類

十二 長野県条例第十条の規定による長野県知事及び長野県条例第七条に

---

---

規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た長野県条例第九条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十三 岐阜県条例第九条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た報告書

十四 静岡県条例第十三条第一項の規定による静岡県知事及び市町村長への送付を経た静岡県条例第十二条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十五 三重県条例第八条の規定による三重県知事及び方法書関係市町村への送付を経た三重県条例第七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十六 滋賀県条例第八条第二項の規定による滋賀県知事及び調査地域市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十七 兵庫県条例第十条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

十八 岡山県条例第八条第三項の規定による岡山県知事並びに岡山県条例

---

---

第六条第一項及び第四項の規定により実施計画書の送付を受けた市町村長への送付を経た岡山県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

十九 広島県条例第九条の規定による広島県知事及び広島県条例第六条第一項に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た広島県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

二十 香川県条例第十三条第一項の規定による香川県知事及び香川県条例第六条に規定する地域を管轄する市町長への送付を経た香川県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類

二十一 長崎県条例第十一条の規定による長崎県知事及び管轄市町村長への送付を経た長崎県条例第十条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

二十二 大分県条例第九条の規定による大分県知事及び大分県条例第六条第一項の地域を管轄する市町村長への提出を経た大分県条例第八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類

---



---

二十三 鹿児島県条例第十条の規定による鹿児島県知事及び鹿児島県条例第七条に規定する地域を管轄する市町村長への送付を経た鹿児島県条例第九条第一項の意見の概要を記載した書類

二十四 仙台市条例第九条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十五 さいたま市条例第十条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書面又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十六 川崎市条例第十三条第二項の規定による第一種行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

二十七 新潟市条例第十条第三項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十八 名古屋市条例第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見の写し

二十九 京都市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同

---

---

条第一項の意見書の写し

三十 高槻市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十一 枚方市条例第九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十二 神戸市条例第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十三 広島市条例第九条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第四項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面

三十四 大月町条例第九条第一項の規定による大月町長への送付を経た大月町条例第八条の意見の概要を記載した書類又は大月町条例第九条第二項の書面

三十五 福岡市条例第九条第一項の規定による福岡市長への提出を経た福岡市条例第八条の意見の概要を記載した書類又は福岡市条例第九条第二項の書面

---

<p>三 法第五十三條第一項第三号に掲げる書類</p>	
<p>一 北海道条例第十条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>二 岩手県条例第十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>三 宮城県条例第十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>四 宮城県条例第二十七条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>五 秋田県条例第十条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>六 福島県条例第十一条第一項の規定により福島県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>七 茨城県条例第十条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>八 埼玉県条例第八条第一項の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面</p>	

---

した書面

九 神奈川県条例第十二条第一項の規定により作成された実施計画審査意見書であつて、同条第四項の規定により事業者への送付を経たもの

十 富山県条例第十条第一項の規定により富山県知事が述べた意見を記載した書面

十一 福井県条例第十二条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書面

十二 山梨県条例第十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面

十三 長野県条例第十一条第一項の規定により長野県知事が述べた意見を記載した書面

十四 岐阜県条例第十条第一項の規定により岐阜県知事が述べた意見を記載した書面

十五 静岡県条例第十四条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面

---

十六 三重県条例第十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面

十七 滋賀県条例第九条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面

十八 兵庫県条例第十二条第一項の規定により作成された第一次審査意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの

十九 岡山県条例第九条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面

二十 広島県条例第十条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面

二十一 香川県条例第十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見を記載した書面

二十二 長崎県条例第十二条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面

二十三 大分県条例第十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

---

---

二十四 大分県条例第二十五条第二項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

二十五 鹿児島県条例第十一条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書面

二十六 仙台市条例第十条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面

二十七 さいたま市条例第十一条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面

二十八 川崎市条例第十四条第一項の規定により作成された条例方法書審査書であって、川崎市条例第十五条の規定による第一種行為者への送付を経たもの

二十九 新潟市条例第十二条第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面

三十 名古屋市条例第十三条第一項の規定により作成された方法意見書であって、事業者への送付を経たもの

三十一 京都市条例第十三条第一項の規定により京都市長が述べた意見を

---

<p>四 法第五十三條第一項第四号に掲げる書類</p>	
<p>一 北海道条例第十三條第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、北海道条例第十五條の告示及び縦覧並びに北海道条例第十六條第一項及び第十七條の規定による周知の手續を経たもの</p> <p>二 岩手県条例第十四條第一項の規定により作成された環境影響評価準備</p>	<p>記載した書面</p> <p>三十二 高槻市条例第十條第一項の規定により作成された方法意見書であつて、同條第三項の規定による事業者への送付を経たもの</p> <p>三十三 神戸市条例第十二條第一項の規定により作成された調査意見書であつて、同條第四項の規定による事業者への送付を経たもの</p> <p>三十四 広島市条例第十條第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面</p> <p>三十五 大月町条例第十條の規定により大月町長が述べた意見を記載した書類であつて、事業者への送付を経たもの</p> <p>三十六 福岡市条例第十條第一項の規定により作成された福岡市長が述べた意見を記載した書類であつて、事業者への送付を経たもの</p>

- 
- 書であつて、岩手県条例第十六条の公告及び縦覧並びに岩手県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの
- 三 宮城県条例第十三条の規定により作成された第一種事業準備書であつて、宮城県条例第十五条の公告及び縦覧並びに宮城県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの
- 四 宮城県条例第三十条の規定により作成された第二種事業準備書であつて、宮城県条例第三十一条第一項の規定による宮城県知事及び第二種事業関係市町村長への送付を経たもの
- 五 秋田県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、秋田県条例第十五条の公告及び縦覧並びに秋田県条例第十六条第一項又は第五項後段の規定による周知の手續を経たもの
- 六 福島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに福島県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの
- 七 茨城県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、茨城県条例第十五条の公告及び縦覧並びに茨城県条例第十
-



---

六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

八 埼玉県条例第九条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、埼玉県条例第十二条の公告及び縦覧並びに埼玉県条例第十三条第一項又は第三項後段の規定による周知の手続を経たもの

九 神奈川県条例第十三条の規定により作成された環境影響予測評価書案であつて、神奈川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに神奈川県条例第十六条第一項の規定による周知の手続を経たもの

十 富山県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、富山県条例第十五条の公告及び縦覧並びに富山県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十一 福井県条例第十五条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福井県条例第十七条の公告及び縦覧並びに福井県条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

十二 長野県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、長野県条例第十六条の公告及び縦覧並びに長野県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの

---

- 
- 十三 山梨県条例第十六条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、山梨県条例第十七条の公告及び縦覧並びに山梨県条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの
- 十四 岐阜県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岐阜県条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに岐阜県条例第十五条第一項又は第三項の規定による周知の手続を経たもの
- 十五 静岡県条例第十七条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、静岡県条例第十九条の公告及び縦覧並びに静岡県条例第二十条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの
- 十六 三重県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、三重県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに三重県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの
- 十七 滋賀県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、滋賀県条例第十四条の公告及び縦覧並びに滋賀県条例第十五条第一項又は第四項後段の規定による周知の手続を経たもの
- 十八 兵庫県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書
-

---

備書であつて、兵庫県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに兵庫県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

十九 岡山県条例第十二条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、岡山県条例第十四条の公告及び縦覧並びに岡山県条例第十五条第一項の規定による周知の手續を経たもの

二十 広島県条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、広島県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに広島県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十一 香川県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、香川県条例第十五条の公告及び縦覧並びに香川県条例第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十二 長崎県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、長崎県条例第十六条の公告及び縦覧並びに長崎県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十三 大分県条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、大分県条例第十五条第一項の公告及び縦覧並びに大分県条例

---

---

第十六条第一項又は第四項後段の規定による周知の経たもの

二十四 鹿児島県条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、鹿児島県条例第十六条の公告及び縦覧並びに鹿児島県条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の経たもの

二十五 仙台市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、仙台市条例第十四条第一項の公告及び縦覧並びに仙台市条例第十五条第一項の規定による周知の経たもの

二十六 さいたま市条例第十四条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、さいたま市条例第十五条の公告及び縦覧並びにさいたま市条例第十六条第一項又は第三項後段の規定による周知の経たもの

二十七 川崎市条例第十八条第一項の規定により作成された条例環境影響評価準備書であつて、川崎市条例第十九条の公告及び縦覧並びに川崎市条例第二十条第一項の規定による周知の経たもの

二十八 新潟市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価

---

---

準備書であつて、新潟市条例第十七条の公告及び縦覧並びに新潟市条例第十八条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

二十九 名古屋市条例第十五条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、名古屋市条例第十六条の告示及び縦覧並びに名古屋市条例第十七条及び第十八条第一項又は第三項の規定による周知の手續を経たもの

三十 京都市条例第十六条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、京都市条例第十七条の公告及び縦覧並びに京都市条例第十八条第一項又は第三項後段の規定による周知の手續を経たもの

三十一 高槻市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、高槻市条例第十五条の公告及び縦覧並びに高槻市条例第十七条第一項又は第四項後段の規定による周知の手續を経たもの

三十二 枚方市条例第十条第二項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、枚方市条例第十二条の告示及び縦覧並びに枚方市条例第十三条第一項の規定による周知の手續を経たもの

三十三 神戸市条例第十四条の規定により作成された環境影響評価書案で

---

<p>五 法第五十三條第一項第五号に掲げる書類</p>	
<p>一 北海道条例第十九条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経た北海道条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類</p> <p>二 岩手県条例第十九条の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経た岩手県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意</p>	<p>あつて、神戸市条例第十五条第二項の公告及び縦覧並びに神戸市条例第十六条第一項又は第四項の規定による周知の手續を経たもの</p> <p>三十四 広島市条例第十三条第一項の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、広島市条例第十四条の公告及び縦覧並びに広島市条例第十五条第一項又は第五項後段の規定による周知の手續を経たもの</p> <p>三十五 大月町条例第十三条の規定により作成された環境影響評価書案であつて、大月町条例第十五条の公告及び縦覧並びに大月町条例第十六条の規定による周知の手續を経たもの</p> <p>三十六 福岡市条例第十三条の規定により作成された環境影響評価準備書であつて、福岡市条例第十五条の公告及び縦覧並びに福岡市条例第十六条第一項又は第六項後段の規定による周知の手續を経たもの</p>

---

見書が提出されなかつた旨を記載した書類

三 宮城県条例第十八条の規定による宮城県知事及び第一種事業関係市町村長への送付を経た宮城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類

四 秋田県条例第十八条の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経た秋田県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

五 福島県条例第十九条の規定による福島県知事及び関係市町村長への送付を経た福島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

六 茨城県条例第十八条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経た茨城県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

七 埼玉県条例第十五条第三項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経た埼玉県条例第十四条第一項の意見書の写し

八 神奈川県条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た意見

---

---

書の写し

- 九 富山県条例第十八条の規定による富山県知事及び関係市町村長への送付を経た富山県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類
  - 十 福井県条例第二十条の規定による福井県知事及び関係市町長への提出を経た福井県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
  - 十一 山梨県条例第二十条の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経た山梨県条例第十九条第一項の意見の概要を記載した書類
  - 十二 長野県条例第十九条の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経た長野県条例第十八条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
  - 十三 岐阜県条例第十六条第二項の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た報告書
  - 十四 静岡県条例第二十二条第一項の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経た静岡県条例第二十一条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
-



- 
- 十五 三重県条例第十八条第一項の規定による三重県知事及び関係市町長への送付を経た三重県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
- 十六 滋賀県条例第十六条第二項の規定による滋賀県知事及び関係市町長への送付を経た同条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
- 十七 兵庫県条例第十七条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し
- 十八 岡山県条例第十六条第三項の規定による岡山県知事及び関係市町村長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書類
- 十九 広島県条例第十八条の規定による広島県知事及び関係市町長への送付を経た広島県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類
- 二十 香川県条例第十八条の規定による香川県知事及び関係市町長への送付を経た香川県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類
- 二十一 長崎県条例第十九条の規定による長崎県知事及び関係市町村長へ
-

---

の送付を経た長崎県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

二十二 大分県条例第十八条の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経た大分県条例第十七条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書類

二十三 鹿児島県条例第十九条の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経た鹿児島県条例第十八条第一項の意見の概要を記載した書類

二十四 仙台市条例第十六条第二項の規定による仙台市長への送付を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかつた旨を記載した書面

二十五 さいたま市条例第十八条第三項の規定によるさいたま市長への送付を経たさいたま市条例第十七条第一項の意見書の写し

二十六 川崎市条例第二十一条第二項の規定による指定開発行為者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

二十七 新潟市条例第十九条第三項の規定による事業者への送付を経た同

---

---

条第一項の意見書の写し又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面

二十八 名古屋市条例第十九条第二項において準用する第十二条第二項の規定による事業者への送付を経た名古屋市条例第十九条第一項の意見書の写し

二十九 京都市条例第十九条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十 高槻市条例第十八条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十一 枚方市条例第十四条第二項の規定による事業者への送付を経た同条第一項の意見書の写し

三十二 神戸市条例第十七条第二項において準用する第十一条第二項の規定による事業者への送付を経た神戸市条例第十七条第一項の意見書の写し

三十三 広島市条例第十六条第二項の規定による広島市長への提出を経た同条第一項の意見の概要を記載した書類又は同条第三項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面

---

	<p>三十四 大月町条例第十八条第一項の規定による大月町長への提出を経た大月町条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は意見書が提出されなかった旨を記載した書面</p> <p>三十五 福岡市条例第十八条第一項の規定による福岡市長への提出を経た福岡市条例第十七条の意見の概要を記載した書類又は福岡市条例第十八条第二項に規定する意見書が提出されなかった旨を記載した書面</p>
<p>六 法第五十三條第一項第六号に掲げる書類</p>	<p>一 北海道条例第二十三条第一項の規定により北海道知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>二 岩手県条例第二十一条第一項の規定により岩手県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>三 宮城県条例第二十条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>四 宮城県条例第三十二条第一項の規定により宮城県知事が述べた意見を記載した書面</p> <p>五 秋田県条例第十九条第一項の規定により秋田県知事が述べた意見を記載した書面</p>

---

載した書面

六 福島県条例第二十条第一項の規定により福島県知事が述べた意見を記載した書面

七 茨城県条例第十九条第一項の規定により茨城県知事が述べた意見を記載した書面

八 埼玉県条例第十六条の規定により埼玉県知事が述べた意見を記載した書面

九 神奈川県条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

十 富山県条例第十九条第一項の規定により富山県知事が述べた意見を記載した書面

十一 福井県条例第二十一条第一項の規定により福井県知事が述べた意見を記載した書面

十二 山梨県条例第二十三条第一項の規定により山梨県知事が述べた意見を記載した書面

十三 長野県条例第二十条第一項の規定により長野県知事が述べた意見を

---

---

記載した書面

十四 岐阜県条例第二十一条第一項の規定により岐阜県知事が述べた意見を記載した書面

十五 静岡県条例第二十三条第一項の規定により静岡県知事が述べた意見を記載した書面

十六 三重県条例第二十条第一項の規定により三重県知事が述べた意見を記載した書面

十七 滋賀県条例第十八条第一項の規定により滋賀県知事が述べた意見を記載した書面

一八 兵庫県条例第二十条第一項の規定により作成された第二次審査意見書であつて、同条第三項の規定による事業者への送付を経たもの

一九 岡山県条例第十八条第一項の規定により岡山県知事が述べた意見を記載した書面

二十 広島県条例第十九条第一項の規定により広島県知事が述べた意見を記載した書面

二十一 香川県条例第二十条第一項の規定により香川県知事が述べた意見

---

---

を記載した書面

二十二 長崎県条例第二十一条第一項の規定により長崎県知事が述べた意見を記載した書面

二十三 大分県条例第二十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

二十四 大分県条例第二十五条第二項において準用する第二十条第一項の規定により大分県知事が述べた意見を記載した書面

二十五 鹿児島県条例第二十一条第一項の規定により鹿児島県知事が述べた意見を記載した書面

二十六 仙台市条例第十八条第一項の規定により仙台市長が述べた意見を記載した書面

二十七 さいたま市条例第十九条第一項の規定によりさいたま市長が述べた意見を記載した書面

二十八 川崎市条例第二十四条第一項の規定により作成された条例環境影響評価審査書であって、川崎市条例第二十五条第一項の規定による指定開発行為者への送付を経たもの

---

---

二十九 新潟市条例第二十二條第一項の規定により新潟市長が述べた意見を記載した書面

三十 名古屋市条例第二十二條第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、事業者への送付を経たもの

三十一 京都市条例第二十三條第一項の規定により京都市長が述べた意見を記載した書面

三十二 高槻市条例第二十三條第一項の規定により作成された市長意見書であつて、同条第二項の規定による事業者への送付を経たもの

三十三 枚方市条例第十九條第一項の規定により作成された環境影響評価審査書であつて、同条第四項の規定による事業者への送付を経たもの

三十四 神戸市条例第二十一條第一項の規定により作成された評価意見書であつて、同条第四項において準用される第十二條第四項の規定による事業者への送付を経たもの

三十五 広島市条例第十八條第一項の規定により広島市長が述べた意見を記載した書面

三十六 大月町条例第十九條の規定により作成された大月町長が述べた意

---



	<p>見を記載した書類であつて、事業者への送付を経たもの</p> <p>三十七 福岡市条例第十九条第一項の規定により作成された福岡市長が述べた意見を記載した書類であつて、事業者への送付を経たもの</p>
<p>七 法第五十三条第一項第七号に掲げる書類</p>	<p>一 北海道条例第二十五条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、北海道条例第二十六条の規定による北海道知事及び関係市町村長への送付を経たもの</p> <p>二 岩手県条例第二十二條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による岩手県知事及び関係市町村長への送付を経たもの</p> <p>三 宮城県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、宮城県条例第二十二條の規定による宮城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの</p> <p>四 宮城県条例第三十三條の規定により作成された環境影響評価書であつて、宮城県条例第三十四條の規定による宮城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの</p>

- 
- 五 秋田県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、秋田県条例第二十二條の規定による秋田県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
  - 六 福島県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福島県条例第二十二條の規定による福島県知事への送付を経たもの
  - 七 茨城県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、茨城県条例第二十一条の規定による茨城県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
  - 八 埼玉県条例第十八条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第二項の規定による埼玉県知事及び関係市町村長への送付を経たもの
  - 九 神奈川県条例第二十一条の規定による神奈川県知事への提出を経た環境影響予測評価書
  - 十 富山県条例第二十条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による富山県知事への送付を経たもの
-

---

十一 福井県条例第二十三条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福井県条例第二十四条の規定による福井県知事及び関係市町長への提出を経たもの

十二 山梨県条例第二十四条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による山梨県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

十三 長野県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による長野県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

十四 岐阜県条例第二十二条の規定による岐阜県知事及び関係市町村長への提出を経た環境影響評価書

十五 静岡県条例第二十五条第三項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第五項の規定による静岡県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

十六 三重県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による三重県知事及び関係市町長への送

---

---

付を経たもの

十七 滋賀県条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による滋賀県知事への送付を経たもの

十八 兵庫県条例第二十一条の規定による兵庫県知事への提出を経た環境影響評価書

十九 岡山県条例第十九条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による岡山県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

二十 広島県条例第二十条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、広島県条例第二十一条の規定による広島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

二十一 香川県条例第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、香川県条例第二十二条の規定による香川県知事及び関係市町長への送付を経たもの

二十二 長崎県条例第二十二条第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同条第三項の規定による長崎県知事及び関係市町村長へ

---

---

の送付を経たもの

二十三 大分県条例第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、大分県条例第二十二條の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経たもの

二十四 大分県条例第二十五條第二項において準用する第二十一条の規定により作成された環境影響評価書であつて、大分県条例第二十五條第二項において準用する第二十二條の規定による大分県知事及び関係市町村長への提出を経たもの

二十五 鹿児島県条例第二十二條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、鹿児島県条例第二十三條の規定による鹿児島県知事及び関係市町村長への送付を経たもの

二十六 仙台市条例第十九條第二項の規定による仙台市長への提出を経た環境影響評価書

二十七 さいたま市条例第二十一条第一項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同條第二項の規定によるさいたま市長への提出を経たもの

---

---

二十八 川崎市条例第二十六条の規定による川崎市長への提出を経た条例  
環境影響評価書

二十九 新潟市条例第二十四条の規定により作成された環境影響評価書で  
あつて、新潟市条例第二十五条の規定による新潟市長への送付を経たも  
の

三十 名古屋市長への提出を経た環  
境影響評価書

三十一 京都市条例第二十四条第三項の規定による京都市長への提出を経  
た環境影響評価書

三十二 高槻市条例第二十五条の規定による高槻市長への提出を経た環境  
影響評価書

三十三 枚方市条例第二十条第一項の規定による枚方市長への提出を経た  
環境影響評価書

三十四 神戸市条例第二十二條の規定により作成された環境影響評価書で  
あつて、神戸市条例第二十三条第一項の規定による神戸市長への提出を  
経たもの

---

	<p>八 法第五十三條第一項第九号に掲げる書類</p>
<p>三十五 広島市条例第十九條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、同條第三項の規定による広島市長への提出を経たもの</p> <p>三十六 大月町条例第二十條の規定により作成された環境影響評価書であつて、大月町条例第二十一條の規定による大月町長への提出を経たもの</p> <p>三十七 福岡市条例第二十條第二項の規定により作成された環境影響評価書であつて、福岡市条例第二十一條第一項の規定による福岡市長への提出を経たもの</p>	<p>一 北海道条例第二十八條の告示を経た環境影響評価書</p> <p>二 岩手県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書</p> <p>三 宮城県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書</p> <p>四 宮城県条例第三十五條の公告を経た環境影響評価書</p> <p>五 秋田県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書</p> <p>六 福島県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書</p> <p>七 茨城県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書</p> <p>八 埼玉県条例第十九條の公告を経た環境影響評価書</p>

- 
- 九 神奈川県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響予測評価書
  - 十 富山県条例第二十四條の公告を経た環境影響評価書
  - 十一 福井県条例第二十五條の公告を経た環境影響評価書
  - 十二 山梨県条例第二十七條の公告を経た環境影響評価書
  - 十三 長野県条例二十二條の公告を経た環境影響評価書
  - 十四 岐阜県条例第二十三條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 十五 静岡県条例第二十六條の公告を経た環境影響評価書
  - 十六 三重県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 十七 滋賀県条例第二十二條第二項の公告を経た環境影響評価書
  - 十八 兵庫県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 十九 岡山県条例第二十條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 二十 広島県条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 二十一 香川県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書
  - 二十二 長崎県条例第二十三條の公告を経た環境影響評価書
  - 二十三 大分県条例第二十三條第一項の公告を経た環境影響評価書
  - 二十四 大分県条例第二十五條第二項において準用する第二十三條第一項
-



の公告を経た環境影響評価書

- 二十五 鹿児島県条例第二十四条の公告を経た環境影響評価書
- 二十六 仙台市条例第二十条の公告を経た環境影響評価書
- 二十七 さいたま市条例第二十二條の公告を経た環境影響評価書
- 二十八 川崎市条例第二十七條の公告を経た条例環境影響評価書
- 二十九 新潟市条例第二十六條の公告を経た環境影響評価書
- 三十 名古屋市条例第二十四條の告示を経た環境影響評価書
- 三十一 京都市条例第二十五條の公告を経た環境影響評価書
- 三十二 高槻市条例第二十六條の公告を経た環境影響評価書
- 三十三 枚方市条例第二十条第二項の告示を経た環境影響評価書
- 三十四 神戸市条例第二十三条第二項の公告を経た環境影響評価書
- 三十五 広島市条例第二十二條第一項の公告を経た環境影響評価書
- 三十六 大月町条例第二十二條の公告を経た環境影響評価書
- 三十七 福岡市条例第二十二條の公告を経た環境影響評価書